

係り師を請済会にめぐらしく思ひ、一筋ほ
新鮮なあります。

18番

二月の24日あります。企業診断。

商工省連絡課

企業診断の割合あります。企業診断の
場合の中止商業の講師や平人で、平人に一応
経営診断の傾向があります。

18番

経営簡析を用意する事。

商工省連絡課

あります。

14番

市税の方は年ごと、地方方で通常年度が二つ
あります。この計算式を用いて計算すれば、

公金連絡課

初回の支払いは、本年度の年率換算式が半
年分、従来の通常年度分の分は、通常年度課
税分、通常年度分の入力して103段階で計算します。

14番

例) 3月5月6日決算の場合、法人場合は
24.月以降1月以降1.5%のうちから(原)資本の25%
がかかる。

税務課書類

二中K.7月11日、今終税課係からも返り手し
下宿K. 今の場合も現年度取り扱いを止め
今年度に中止も過年度もあり引17.0。 今
K.7月11日、一元 現年度の取り扱いを止め
現年度合計滞納金をうちの合算
下宿15.0未満以上は、本部でござります。

14番

6月以降、8月までの監視期間に引き下
部屋代金計12日、現年度の合計13日誤りです。

税務課書類

另3月3日迄個人料。

14番

平成年度以6月一杯代金計13日誤りです。
内次年度は該当する人に又改めて窓口です。

税務課書類

11月、3月11日の場合でも、次の次の年度の現年
度と13.0で取り扱いを止め誤りでござります。
過年度と13.0で現年13.0で現年13.0で
ござります。

8番

税務課書類、7月迄12日個人料。該当の
84年税額割清工事と15.0で取り扱いを止め、二中日全
延長不着手。

卷之三

資料の方倒15%。84年11月新城の共同墳
ノホリ中止モ、全部不法云々ハナヤム。
65人トハ合115云々。

不齊

$\theta = 0^{\circ}$ の方へ 1° ずつ、北側へ 1° ずつ、南側へ 1° ずつ。

卷之四

84年鑑12、二月廿八日。詩言子曰。特
大凶。持勿用。二月廿九日。

七
香

65 A-111-1-35

卷之三

資料番号 甲1411 人物写真 K.13.7.113.0.4
写真32.

19 麥

13 需要量より一括預向付けておるが、K.
これ即ち窓口カサンデーでスケジュールは問題ない
といふ。工数1埠2.3月で時間外勤務手当
と問題ないといふ。若しカサンデーを除く3
ヶ月間の1埠3月で時間外勤務手当はいかん
かの増額が可能かどうか、うりに推定は二
通りある。

会計課題表

本件検討依頼にござります。

19 齋

二中川、今月イハーフ中、新規福祉交付額
新12.2.944ドル 本算算17時間外勤務手当
が計1703額付与され、割合は11%、年率の額
約1から23と計算されております。また17個中
す中、新規福祉ヒラミ立場から、一応検討を1
行なうべきだと考へております。

特に首府津市は総人口が43%位112113
人に及んでおり思ひます。この割合人が多
いということでもあります。1-7中、諸種證明書の發
行後17件で非常な支障を抱え17113セントを
下、今117要望がありまし、又實に1-7中、美
國本部は、今117本部が113額付与。
計17件の結果ヒラミ面王今後ケーリカ研究
課題として考慮して厚くおひと思ひます。

議見

初稿より改めてお思ひます。本件につ
きましては、一応前述諸證明書17件を計りて
思ひます。30日、年率中以吉31周、本件の
問題を終了する所です。

片方終了報告書17件思ひます。今1-7中
17年前の日程は、一月合計の運賃が112113
セント、二中川一月合計の運賃が1710111.平
100から11.教育費合計が入り111思ひます。

年率1月積口金113.3.、年率1月積口金113.3.

議事

休憩の後(午後1時59分)

議事

是足数に達した10月3日、11月2日午前6時より午後6時まで本会議を開き立す。
(午後2時10分)

議事

午前6時から午後6時まで、10月3日通り各委員會議
中の議事は第47号、1972年度毎年賃教育支出方
式予算とつりを議題とし立す。

議事

本年10月3日質疑を計13回、本教育予算に
ついては又入力正力問題で質疑を計13回。

議事

休憩(午後1時10分)

開(午後1時12分)

議事

教育費の切ら小計11回、仰帶言を含む請充
の件を午後1時13分。

9番

午前中は一般非議から教育費予算への質問
全員一斉に質問から(午後1時15分)終了する
までは質問権を有する議員は11人、5月31日以後

市役所にいき算要求を11月11日まで受け取
りました。教育委員会はそれを結構受け取
りました。

教育委員会

お通りになります。

9番

住民のK君、第333号が小学校で受け取
れました。市の予算編成は3月頃から始まります
のであります。どうして5月31日まで法定期限まで遅
くなっているのか、お尋ねになります。
K君は加入申立てを行って法定期限の5月
11日を過ぎた。5月以降市役所に届け出さ
れました。どうやら理由は法定期限まで遅くな
った理由を要求したこと。

教育委員会

合意の方を説明をさせます。

合意

50%近く政府財源による、教育委員会の
予算が國から11月3日中に、例年10月13日頃
よりV.政府からの政府予達があつたのでありま
すが、今年特に遅くなりました。5月22日まで一応
全部開部の連合会区に集められました。予算が
予達されから又合計の方へ一応政府財源
による財源費100万を割り振りました。一方で
一方で是種の作成した。そのうち又事実会と

開催された会議がござり、おオライドリードラ
イもこの予算作成にあすゝが、ヨリヨリの合意
不容易でござり乍。そういうことで委員会は最
終決定は行はんござりヨリか御心づかひをさ
イレバアスカナ。神木連れて参ります。

9 番

所説明大通りと、文教局の指導監督
がある事は3月23日、遅れてござりますが。

合計額

これが一番大きな原因でござります。

9 番

皆さん方の予算を見た場合に、一般費
額の支出面に加へて、ある程度検討にく
く思ひます。勿論これは予算の80%から90%
の教職員の給与関係からいきまつて、当然
これは私的問題ではありますけれども、15万円
から、一般費額が流れ込む額は11万円、約
3千円つかぬと想ひます。

正式に市に要求されればいつでもさりますが。

教育委託費

5月から31日止。

9 番

今週より施行予算は入られて和りますが、皆
三十六方から5月の末日以降に計上を要求して、一般費額

は、今後の予算編成、全部が半通りがつて
ます。而して和答の3つは結構不手く、
これが考へては要口づけ思ひます。

議案

休憩料金(午後2時20分)
河内川町(午後2時21分)

教育委員会

予算案を出しましたが 6月8日下付。

9番

片山市長は背せん方に、5月の末日を1ヶ月
せんと改めて義務づけられました。竹之内思ひます
6月8日と15日を予算議会 3日前にせざ
ります。二回は毎年のことじつをすげれど
主文教育局の指揮官が遅れたりせず、二回は毎
年の様子、即ち説明は3月10日と4月10日
で、3月17日と4月17日は課題とし、或いは又10
日と15日は複数の面を取ると思ひます。

例えれば幼稚園の教諭の合5ヶ月問題とか
色々ありますと思ひますけれども、大体から予算
編成といふことは、もっと早目にすべきと思ひます
これが面の次年度から1月11月と4月~3月
移り早目に決して遅き大に思ひます。

これら内容をかえます。二ヶ月算入しきり
1. 1月の本会議と半期の指揮官と上り
下りのものも、総額の費用を置かれて
これが當代朱浦加えてあります。予算編成に

当りまじき。セラハ、お詫びの指揮を行ひ方ち承ります。

合計係

二中日、今現時某K.10月11日、縦越会の予算
がかりをせんりい、支入K.10月11日、少く事務費
寄付金でありますから、支1種之18日K.11月考之方
からニテ11月13日付にて此の款を承ります。

9番

牛乳も此解りうすれども、4人ほどの従業員たる
小豆の予算はあつて居、或K.10月在庫团体の予算
であります。縦越会と云ふのは、費用在庫に丁
度の予算を設けたのであります。

二中日、諸般の予算K.10月11日付にて此の款を承
りました。

二中日、議会の方も一筋K.文教局に同日合せ
て10月13日付れども、私の方で文教局の予算
K.10月12日、縦越会は当然の如き在庫であります。
それで縦越会の費用在庫に二中日あります。

若し、版K.10月13日付れども、皆さん方の二中
支入の面で費用在庫を小豆目でありますけれども、二中日一休ビト11月2日付れども、

ク算の物品を私代金、K.11月2日同日費用在
庫を小豆10月13日付。

合計係

二中日、多少カリヤナ干穀の支入の款
がかります。二中日から御連口、今所指摘の通

7). ちかくと相反ひえうす。
△議院令はつきりとへれ。今先申し上げて、通りか考
え方へ入れた言葉やあります。五段五項のうち
早く今川所指摘へつけて、△議院令も問題して
考えさせひえうす。これら相反するところがござい
ます。二中は所指摘の通りやございえうす。

九 喜

セラードニヤニヤトモ。一ツの款セイタ。二中はヒ
ルノ小豆ニテ豆付アリ。縦横全口青豆有
ヒナカニハニル。此の草議アリト。
セラードニヤニヤトモ。五款の物品青豆付全口青
豆付アリ。

金言錄

二中は専算師の指揮をきくに付ける。専算者は
有りて才をもつて候るが、そのうへ指揮をうけた
る。又専算者入る所にては、費用は15%を下
さる人を差し候るが、指揮をうけたまつてす
が、こうして該ふ二事の事。

9 霽

《韓愈集》等之大半為當時廢稿，
才前後僅存 13-1103 篇而已。

今新像

ううでは二三の事例

9番

若しオライジンからば、その款は当然、この予算編成當時、必要がありまつたらば、費用を置くドルを計上すべきだと私は思ひます。貴さんが72年度の予算にわづか、繰越金の款は必要にならぬうことをおりまでは、最後に二中はもつといきなり、繰款と二中明記しておかずよく解る款でござりますが、あくまで款をいう順序の中に入れて下さい。

繰款を予めからば、7款の後へきていい。繰款すべき件ある。しかし3から6款を順序には入れない、4から6款は費用を置く当然考え方をもうじめづらうと私は思ひます。

会計係

即指摘の通りだと思へ10月3日。

議案

休憩のたけす（午後2時半24分）

雨宿のたけす（午後2時29分）

9番

もう一度だけ和解をいたす可。この前段解了連合の起債事件があつて、一応撤回されたんだけれど、片方事件が議会に審議されるのが限りなく身審議はできないと思ひます。

この予算の印は80,000ドルの起債償還がござります。貴先生印事件の体育馆の建設資金起債があります。それから、起債事件が議会に審議される

内閣より、シカナ準備議は出来たので思ひますけれども、現在までの段階ではござります。所感大いにあります。

教育委員会

幕僚は今事務局の方へ出でております。

9番

本会議は今日午後1時50分より開会。二中は土人承認だる用の事項。ハラ嘎議會に於ける予定です。

議長

休憩 11時15分（午後2時31分）

開議 11時15分（午後2時42分）

会計室

準備は出来て、市に切合の準備は出来ておりません。次々御車の手車と練習承認の方と一緒に走りましたが、待つ間も少しありました。今までは和ります。今まで迷付けたりしません。

議長

休憩 11時25分（午後2時44分）

開議 11時25分（午後2時50分）

11番

委員会報告。第3回茶・振替授業リテラクタありります。教員案は初回日数1.3日。各部門の

小印夢指の振替授業を行なう所3箇所に限る
とされれども、沖縄は十分の年齢が15歳未満
い3歳児。沖縄は11月1日前倒しの日。

教育委

振替授業を用ひて、特設授業を4ヶ月
行なう事。

II 番

特設授業を終了した時は、特設授業を含む各
小印夢指、日曜の休むべき日を日曜以外の1
日曜日の休む人など、或は日曜以外の日曜の
1から3人以上とする事。
色や行事の關係不
する場合に1分半を越す場合は、認可をうけた
い3歳児。

教育委

学校行事計画表を出し、初回手本4冊、其の
が直113冊=3冊、翌11月1日前倒しの日。
今後4冊=7冊=か直113冊+十分解りませんが
何からどういう対置は、学校は11月3日前倒
しの日。

II 番

園11月3日前倒しの日。
事实上の年齢が15歳未
い3歳児3名(前)11月1日前倒しの日。
園では、省令の小学校の年間振替授業を行な
1人、沖縄は11月1日前倒しの日。
3名(前)11月1日前倒しの日。

教育

この學校管理規則の中にも、これが校長の权限と位置づけられてゐるに違ひない。しかし、人に対するものと思ふ。片の裏又今切って3歳=3の振替授業が何らかの具体的な問題なり、調査の研究を思ひ出す。今までこの場合で $x = y = z$ は出でて、 $y = 3$ と $x = y = z$ は、内容と出来事その人。

一一七

右脚 10 月 21 日 3 点 12 分，理论各小中等精
子 22 例 11 例，推算授精之日 11 月 4 日。卵子統
計 20 例 11 例
11 例 11 例 11 例 11 例 11 例 11 例 11 例 11 例 11 例 11 例

教育文

警視監視の第36条の甲に付す中、御承認
の通り次と要りますが、本件は専念して開けた精一杯
のう精一杯でござる所、防り得ますべく、早速手続を
取つておまく思つておなり様。

11 番

じめ、この第8章の第36系、振替投票、二重選
挙権、又は10ヶ月まで、小中学校、二重は今年既
に取扱い小103人で、4月3日には、4月の
選挙が折り回、選舉度数90%、その振替投票を
12万3千票ある。この選挙を今までに進出する
事。

教育處

今まには出来ました。

II 管

二中は11月出来ました。二中は年齢を取らせて
いた方がいい。即ち11月出来ましたのであります。
例えればP.下、八歳会並んで授業参観。日曜日の
普通の平日と取り替えて、授業を行なって下さい。

教育處

今までで11月出来ました。今まで出来たのが
うんづかれてあります。委員会には出でて3月には4人
であります。後から知らせて1月、1月から
野に出てきました。

II 管

先づ資料をめぐらしくして、便りも委員会の事
務、職務权限の中の教育課務の制定並びに教育
課内容に関する事務といふことがあります。次に次が
特設授業が行なわれてあります。その特設授業の
内容を十分把握しておかなければなりません。どうな
ら内容の授業を施さないことをやります。特別なつま
むものがない場合。

教育處

お答えいたしました。特設授業といふことは、今度
大變に多くなりました。以前よりございましたが、以前よりござ
いました。昨年度の特設授業を予定せば、それが内
容が実績の能力を過す。また理解度をもつて

あるし、先から考之3方が中性でなければならぬ
が、便に外の授業時数全般を知り得る事は
ある。内中3名は既に從事かられて、授業時数の確
保はうる様に、先づ3名を参考に特殊授業の
課程と題本様にうなづかせ、特徴生の方には、期
間は1月1日から3月1日、3月1日、昨年各学校の 特指
導案も取り寄せ、検討日程を定め、取り寄せて
おいたが、別段二冊は行き過ぎだといふ様な
ことは、成り立つ。望むよりでんぐりK。

II 番

十分に実態を把握11月3日が心目地、特
設授業の実態を十分教育委員会、或いは当道
府管区教育委員会、十分実態を知り11月3日
から3月1日、成るのは望む11月が心目地。
今も物語からます。

教育委員会

大体の把握11月3日から考之1月1日
まで、1人1人のその実体的改善に15日を要す
である。それは毎日その時間、時間の内容を
掌握し見る以上といふと、適確な把握がいられ
るがゆえ、私は思ひますので、指導案を通して
望む限りK. 1月1日では、問題は3月1日、大体の把握
11月3日から3月1日、思ひ1月1日をも。

II 番

予め、先づ授業内容を各学校長から提出され
て、検討する中からうら様な、次今も御答弁を

リオスル所と、そぞろあらわす。特設授業の内容
といふのは、十分知つてから申さはす。アリヨ。

教育以

先生の机の脇前で十分御理解された上に私が
いかと想う人ですが、少々複雑の方におさせたま
れじめくいへばね、昨年はいよいよ主人が彼の
指導業を一部ずつおこなひおります。

第1-25(1) 作業下手

昨年もありがとうございました。今後もよろしくお世話になります。今年は又2月10日で
人、10月4日、開幕式10月11日は、私は大同小異だ
とがまことに思って参ります。

一一七

（文） こうして 今回の特設措置の内容について
資料の提出を求める場合は、市内の各小中学校で
施行されることは、この特設措置の内容については
十分理解できる様な状態にあるといふふうに見
えてますし ゆうニ“至”ります。

老二 我之父兄之心 謹此奉上

教育收

今度は子中、今度は人に役者と連合区も取つて
10リラせん。又委員会も取つて10リラせんといふ
の中の40%を12も付すのであれば30リラニ付く。二
回は委員会と12回。学校と連絡子中は、取り扱い
せよ。これが出来たら思ひ立つ。

II 番

門からび残念大恩に有るが、二小は委員会の事務分野权限は腐1~10日ラ日、特此の権限の授業以外は1ヶ月1ヶ月、委員会は1~3日授業内容を施1~10日がセラガ、ニラシゴ薄向ミテイモリく当然の実態ヒルコには犯種可ベキアメイシカラハ要求があれど薄利を取リ事ヤイ知らセラモリラ移はセイセイはイ可ム。二小は委員会K~11の事務权限ヒルコのが、当然疑問を抱く欲不セラリ可ムが、片山はビの委員で未だらぬノ部で可ム。又和リスリヒ思リ可ゼンが、皆さんは體質ヒルコ立場にありスカウ。以又質問ヒルコえ可ム。二小達はノセラ1~10日、次ノ検査ミテハ十分実態を察ヒル可樂ラセマリアリスヒリ可ム。著天向小学校のグランドの峰ハアリヨク門内ハク全端カヒニK行カキモ高橋と小学校の併用1~13年25年=3年。10年(15年)レ~~15年~~かセラ3年3年K行ミテ10日ラ可ムが、若し全端ヒセラ11年セラ3年3年11年。複数ニラ11年セラ3年あ3人ハセリヒラハ一ツ天山1~10日可樂ラ可思リ可ム。当ニ代、今まニ小学校と高橋がニクグランドの併用モカヒツル。うばハアリヒ薄1~20日ラ可ム。児童監督モカヒケイ。十分2~3体育授業が出来ハリセラ1~20日。10モニハグランドが一本ソラハ直視はセラガセラベキハアリカ。当ニ立11月セラ1~20日標準の状態ハアリ可ム。ニラ様ハ受取的教育環境、教育設備、学校制、P.

下 A. 我々は議論より、今後を指摘されれば
皆さんは、取り上げてもらいたいがどうぞ。
この莫レハタリ、一体ニクアランドロ両方併
用。ト体育授業、外の學校運動に支障はなし
ヒテ、わが校生もあつたがどうぞ。ニクス英、支障
あるとはいふべからず。いつの間も水戻、
あそべき學校環境を整備していかれよ。今から
3年、これから一体ナクグランドヲ管理ヒテは
那达K屬して3年。その間に、ナニモ明確に御答
弁を願ひます。

教育系重慶

私がから甲に上げます。皆之間小学校と高
校との共同使用でブランドを復活させ、二中
非常にセーフモードをリモートモードに、初中高3面
アリナリで、非常に支障があると思つて取り扱
い。二中も支障があつたし又いざ"ダム"を包
括面であつたし、支障はあつと想ひます。今朝
を解説するに日本根本的な解決をすには、セーフ
モード小学校が高橋が移動を150m以上かかる
と想ひます。そこでその問題を政府との
関係をありつけ、委員会で話し合は、今解決は
できる問題ですが、高橋をまた詰め合つて
政府とも話し合つてセーフモードを150m以上
いかせられ、これが根本的な解決でできたらと思
つて取り扱います。二中から運動場の支障があつた
う=4月1日付。二中は私達もオラ対して取り扱
う。高橋から包んで行事のときや又卒業式の体育
の授業等で1.7キロ。二中から特訓又

クライシング等の高格スポーツが競技会で行われ、
特徴危険も大きい。非常火災障害が恐れと見て、
取り組みが、一歩り遅れ全くないのもおかしく思えて
ならない。どうしてこれを根本的に解決をするか
は、それが移転をしてやればいいが、今は
どちらが、中学校ではどうも高等学校小学校と
不自由さと加えて、やはり合併、併用くらい
がよろしく思っております。

今から今迄運営場所管理の峰さんですか
ですか。今迄中学校が立派で、今迄は、今迄の
土地の御承認の様に教育管理課の土地は人
ですか、高々と今迄教育管理課の方から、今迄
宜野湾市立中学校文書の通りであります。

今迄の園田の通り、今迄は小学校の校舎敷地、今迄から
今迄は中学校の校舎敷地、今迄から
今迄は高等学校の校舎敷地、今迄は三持
共用坪用の校舎も今迄通りであります。

今迄教育管理課からであります。今迄は今迄の学校
の管理法人であります。中学校の引き越しましたので、
移転しましたので、今迄中学校の敷地の後は小
学校の跡すり替えて、校舎も今迄の敷地も一緒に
小学校が跡すり替えて、小学校への割当での
校舎も着実に中学校の方へ校舎建築してしま
りましたが、今迄移り決定だと思っておりま
す。今迄中学校が移転する後は高等学校と小学校が立つ
る、統合して線引きがなされるとあります。今迄
から開設小学校の平素の管理、今迄から中学校
が北の方向高橋の管理をしますといふよりは、甲
し合せを12月11日を以て、今迄は私どもが行な

人心する。新設の後、年齢の管理は行なはる。
3K. 1人、両方ともX. 1人、初3歳からが、実施される
事である。

II 管

4月1日～4月12日、片山グランドの管理権は4月11日の
11両方とも3歳以上～4歳未満になります。

教育委員会

4月11日。

II 管

4月13日～4月15日、いよいよ問題は4月15日まで
とあります。前に述べた3月11日～3月13日は
財産管理課から海津市営業課、片山グランド
の4月、片山新地を管理させ3月11日から片山
新地が取扱いを止むに(前11日～3月13日)、
新的組織もできています。

教育委員会

委員会の事務局の方へあるのは、前に来てある
ものの写しであります。委員会の事務局には
不自由、片山営業課あります。

II 管

4月16日～4月17日備用をさせ3月13日～4月17日
まで。

教育委員会

オランダから日本へ戻りました。花火大会の問題が大きな問題になりました。市長にも連絡をしましたし、委員会もつけておきました。今月を調べて見ると、200人ほど、公園が2つあります。二つは中学校敷地、二つは小学校敷地、二つは高校敷地で、グラウンドは、三枚の芝生用と1枚は書道用としてあります。

II 番

この資料を出してくれたのです。書道会はあります。かわいい子たちや大人や団体など150人ほどで開催されました。

高校は政府主導であります。オランダは全部我々の管理にあります。そこでは、オランダをはじめ、13校あります。

高校側からおこなう今は、小学校が遊び場を13校で1個向にあります。いつも高校の授業をさりげなく体育授業を行っているからです。いわゆる大勢の小学校体育授業の間から13校あります。大きな問題だとは私は思っておりません。しかし、この資料を読むとよく分かります。提出物になります。

オランダの教育委員会は、教育委員会だけでは解決できません。政府高官とも相談して、解決をさせました。今後も谷田川さんと連絡を取りながら、この問題が「初めてからいわれてから」の問題にならないよう、谷田川さんと連絡を取りながら、今後も谷田川さんと一緒に取り組んでいます。

(i.) 二水にめいがんと、個人とか専門用のアンド^ド
を複数人、体育授業に支障がある様にしてければ
どうんというふうなはでとを話し合ってそれが又は
かどうか、片り葉にのへる物語の歌1⇒司。

教育委員會

ありません。二小口 理案が両方とも便つてい
まつて、理案の根本的解決策ます。D. 二小口
はいかが 稼働しておられいかんと思ふ人でござ
ります。不自由でト向直に申すり合つて、少
ニカクアンドの傾向につけて、話し合つて併し
お申せねばならぬ事にて、又おうひをよそへやつて
ゐまじ。畢竟会ひてお考へて頂けます。

一一

現傷き生生方の御意も御聞えになつて、
こちニシテ立派でんが。二中日、一休にメ今
費刺はバ状態をハシメトモ、タガキラ放題
才子の考へてあるかどうか。高橋の移転は
川内が立ちなつたが、小学校が移転しなれば
根本的打解消口ではなれど、ハナオホニヒテ下
すわ。畢竟会心は、不自由であるとも、今ハ
状態が荷慢(はるま)ヒシテハシタガ考之オハ今
發うる事小了(さうり)う。タク来れつゝて、吾翁
の口へ到りて考へ方を御聞かせ願ひます。

教育卷

私が書くようになります。
教育を合せて、うまいこと書くのが、大事。

深くは想ひませんが、思ひに沿うと思つてお
ります。学校を造るには御承知の様に大きな
費が要しますし、もう一つは子供達の通学距離
離れといふことを考慮せんといけませんし、学校を
造るに莫大な経費がかかるうえ、やはりこの教
育の問題や、或いは財政の問題についても合
わつかないところがある。私は委員会の考へすた
くと極めて思つております。當然二つとも叶
いといふことは叶はずるは思つております。

II 章

これまで解ります。しかし今より今の状態をい
います。その成績をせよといふ様に考へ方があつた
れば、やはり大きな問題だと思つております。
それが、解決するといふ構想、それはどうい
ふか。根本的な考へ方があつてはじまります。
例えば学校を移すならば、学校を移さざまとい
う考へ方、或いはオウグランドを両方に分けられたら
が最も良い。それがどの方法をあつてもよし。しかし
今は委員会といつて、全く無策、全然考へかず
解決する様に考へ方といふのは、私は望めませ
ません。必ずといつまでもう一つの形態をいすむ
べく取り組むがことをして可む。不完全では
あります。又特に今年度に就いては、体育の研究
幹部指定を要する様にております。体育の研究
幹部指定を要する場合にオウグランドの中には
色々な体育施設をそろはずしてあります。二の
施設がどちらといふ事です。全く余りい

而谷井よりはすく、施設があります。二つ=門
牌Kのまでは、どの施設よりも優先1位、現に
体育施設が支障があるといふことは、十分に有る
といつても認められぬほどなんだから、何とか一つ
根本的な解決策を早々検討に提出してもらつて
おいた。我々が認めたくない施設の体育施設を請
じて廃止され、これが検討を進む上に繋がります。

議案

日程の追加をいたしました。日程第4番目
K及び今朝御用意いたしました議案等と、平教育
委員会議題第45号の日程に入ります。
被り=11、第5K議案第45号の成り了

議案

休憩12分(午後3時22分)

議長

再開いたします。(午後3時23分)

議長

日程の第4、議案第60号、教育区債を起すことについて上程いたします。

議長

本案については理事者の趣旨、説明をお願い致します。

教育長

当天向中学校の体育館を建設することにつきまして、対応費が入りりますので、その対応費を起債によって、やさしくどうのかこの議案の内容でござります。そしてその起債金額や借入先、利率、その他につきましては会計さんに説明して頂きたくと可様に考え方あります。

その内容につきまして別段この会計の方からの説明をいたしませんが、可様に御理解いただきたくと思ります。

議長

本案に対する質疑を許します。従いまして、議案第60号の1972年度教育予算も併せて質疑を許します。

議長

暫く休憩いきいたしました。(午後3時21分)
再開さいかいいたします。(午後3時39分)

18番

前にも質問しつもんいたしましたが、学校の賃貸料について、適正であるかと、どう質問に對して、適正であるかとどう御答弁ごとうべんでございましたか。この賃貸料の算価について、資料として出てありますけど、この積算の基準を御説明願ねがひます。

教育委員会

お答え申し上げます。私もこの資料調べの基準とどうことですね。これはどこの学校もその周辺の大山と5号線、外のものを調べて、宜野湾は宜野湾、嘉数は嘉数、賃貸借されてるところのもりを調べて、それを勘案して、それを基準にしてやります。

18番

外の地域はよく解りませんけど、5号線沿そなわにあきましては現在5号線に沿ってある地域は、大体2ペルか5ペル50セント位くらいか、相場にたってあります。そういふ面から見まして、適正であるかとどうよつた答弁でございましたか。これはどう考えますか。どうか。

教育委員長

そり周辺の資料を調べたのは、
去年の調査を基準にしてやつてあります。
去年の通りであります。

18番、

もう既に去年から今はスバルを突破
してありますけれど、そこからの調査はなさ
った訳であります。

教育委員長

去年調査しましたのは、宜野湾の学
校の前あたりのことを調査してあります
が、去年から今年にかけて変動期である
ので、スバルとかスバル以上をありますかと思
いますか。この周辺のこれまでの借りを勘
案して、その当時の決定をした訳であります。

18番、

宜野湾の前とありますと、場所は
どこでござりますか。学校の東向でござ
りますかが、学校の施設を造るために用地
確保をしようと思っても賃貸料が安い方
めになかなかその用地確保が困難で
ござります。特に学校に土地を貸してい
る地主さんは賃貸料の値上げについて
強く要望があるとうことを聞けて
あります。従いまして、今後のリバウンド、教

育行政をスムーズに行なうためには是非、
適正な賃貸料で賃貸借してもらいたい。
色々、設備が必要な場合は、用地の確
保が容易にできるよう御配慮願ひた
くて思ひますから、いかがなせんでござ
ります。

教育委員長

解りました。

14番、

一つ、二の件につきまして、御検討の
ほどよろしくお願ひ致します。あとへ東
幼稚園の園舎の件でござりますが、去
った委員会からの提案されたときも御質問
申し上げましたか。こやつでは考慮す
るとどうようと私は受け取りましたけど
まだこの申し入れもなかなかようござ
りますか。こやつではいかがのせんで
ござりますが、申し上げますのは、園舎を
都落の公民館を使用して現在、そこで
幼稚園の教育がなされております。場所
は宜野湾と中原の公民館でござります。
こやつにつきましての使用料関係が全然
盛り込んでありますんで、こやつでは、
前の質問では考慮するとうけ取りま
したけど、全然考慮されてないよう
に感じますか。いかがでござりますか。

教育委員会

この件については、前にさくらう御質問でしたんですか、委員会として話し合ふ結果は、これまで大山、幕敷なども園舎かつきまとでは、この公民館を使用させてもらつて借りてありました。その時も出してありました。そこで委員会としてもこの件については、これまでか出していいな」と、そしてしばらく一時的に使用して頂くこと無ことはあ頗りできんかと思つて委員会としては、この予定はしてありません。

1次審査

これがまでも使してもいいと「うことでござりまづけで、しかし、公益の団体か人の施設を使用料も支払わずに借りると「うことは妥当などだとお考えでござりまづが、これは私は当然、ゆくは債務負担行為が発生してあると考えてあります。これは何とか予算にあらわすこととは出来ませんでしょが、

教育委員会

この件は、先程かい申し上げまづようには慣例もありまづかりで、そして一時的なることだいぶい無料で貸して頂くと地域の子供の教育のために「うふうに考えて頂いて、無料で貸して頂きまづ、

委員会としては若々あります。

次番、

前例があるかないかで今度もそうしなさいと言ふことは通ふんと思ひます。公民館を建設する場合は、その地域部落は、リウヰズ何拾ドルとリウエーラ金をかけて、負担をして、銀行借入れて公民館を建設してあります。その負債を支払うのに非常に四苦八苦してしまふうな現状でありますし、

又その施設を使うことによって、電気或は水道、便所をうけた施設を使ひますので、そういった面のリウヰズ使用の何につきましても、何かの対価がなければならぬしやないかと考えてありますから、委員会としては、前例があるかない今年もそうした」と言うようであ考えでしょウム。

これは委員会の先生方のやうと考へは、予備費を又、100,-円を越えてありますので、簡単なやりかと考へてありますから。要は先生方の姿勢かと考えますから。

議長

暫く休憩いたします。(午後3時54分)

再開いたします。(13時55分)

教育委員長

この件につけては、更に委員会として

検討します。

6番、

地料の問題でもう一へん御意見をうけたまわりたいと思ひます。嘉数の方で58セントがありますが物論外の学校と統一にしてくれと言う意味ではありません。二つ日前の市議会で市の償貸料如1日嘉数小学校跡とか普天間ありますか、その方は今年度から増額したかけやち60セントであります。しかしながら嘉数小学校の場合は、

今年度の増額分にあたりません。市の方は勿論取る方でありますので、いつ出しても適正だと言ふあります。又貴方がたり方は払う方でいい安くても適正だと言ふてありますかが、一体どちらが本当であるのか、理解に苦しむところであります。そこでこの58セントなるものさから一へん考えたるありあ差違はありませんか、その実あると致します。

議長

お詫び致します。本日の日程が消化できそうでありますので時間延長したと思ひますか、御異議ござりますいか。

議長

御異議ありませんので時間延長するに決定いたしました。

教育委員長

先程の方からの御質問の様にこの答
方をしたんですか。委員会としては決めてある
のは適正な価格として決めてありますか。
今後更に検討します。

9番、

細部にわたって大変失礼かと思
りますけれども、皆さんの予算の中に特別
旅費とこうのがあります。規則に準じて
予算編成されてありますか。答弁簡潔にし
て下さい。ありますか。なければ何なりと。

教育委員長

特別旅費とこうのはありません。

9番、

ござりませんですか。私の予算書が違
つてしまひますかね。皆さんののとは。

教育委員長

予算書にありますこの特別旅費とい
うのは普通旅費の外に各学校なりが加研修
なりかかって、本土で或は何かの教科の
研修とかとこうの場合にそぞう文教局と
か或は連合区あたりがいの、或は又教職
員の研究部あたりがいの派遣で研修に
行く。こうの場合にこの特別に普通旅費

以外に要求がありますので、そういう研修なんかに行く人に対して旅費を支給するという意味で特別旅費と特別にという意味であります。

9番

研修旅費の場合に規則にのって予算計上してありますか。教育委員会規則は皆さん方が法令でござります。法律でござります。それにのって計上されておりまいかと言つてある訳です。これは、旅費支給にのってとありますより、打ち切りにて、打ち切り旅費で支給するという意味で、簡潔にして下さり、そういうのがありますまいあります。なりますが、やつてありますかとお聞きしてます訳です。

教育委員長

はいです。

9番

どうして皆さん方は自分で制定しながらそれを守らなければいかないですか。

教育委員長

これは、臨時的なものであって、何名出ますか。

9番

臨時であろうと、常時であろうと皆さんは規則を守らなくちゃならんはかであります。何のためには規則がありま方が。

教育委員長

こやは財政なんかの関係で、その特別打ち切り旅費のつかりで何してありますか

9番

こやは間違、でありますと思ひませんが。

教育委員長

できたら。

9番

できたら、じゃござれませり。はつきりして下さい。

教育委員長

できるだけ正当旅費を支給したいと、

9番

どう言う訳で打ち切りにされましたが、規則は守らなければ。

教育委員長

どう言う訳で、どうしては、予算をと

るのに、臨時なものであって予算からかないと。

9番

皆さんはの規則を臨時なものですか。
皆さんは本土派遣方の場合においては、
日額、宿泊料、日当 各々計上されてあります。

教育委員会

二の方はであります、全額はこの派遣ではなく
どこの団体からの派遣、或は体育協会
とか どこの派遣ですか。これ以外だけの
委員会からのだけの補助をしてもらつた
とまうような何もありましてではあります。
委員会。

9番

これは、私が今お聞きしてるのは、
各小中学校の1人ずつありますからでござります
よ。250人ずつの各小中学校の1人ずつの
の予算が計上されてあります。250人×
5と、小学校と、小学校5名、中学校25人。

教育委員会

これは正当旅費じゃなく、二年生と、
はり打ち切りです。その打ち切りで間に合う
ような日数を空張してあることになります。
別に理由はありません。

9番

派遣日程とか、研修目的とか、全然なくして、ただこいつの計上してあるというのがあります。

教育委員会

こちらにフリでは以後でお答えいたします。

9番

後でお答えしたんじゅ、これは予算審議できませんでした。現年度の予算までは規則化されておりませんでした。去年の予算審議にち報償費であるのか、旅費であるのか、非常にまだまだあ解りたと思ひます。公務として公私をめぐらすには規則に基いて予算計上した限り、打ち切りでとりますと、何日でありますか。こう言うふうな予算編成はありませんでしたよ。これは去年の予算審議で十分私は申し上げたつもりであります。その後に規則ができました。規則はできましたけれども、前年度こうだかい今年も打ち切りにしてありますと、法律をつくって守らなければいけない人が皆さんが守らなくてやりますが、いやもう一つお聞きましたいと思ひます。社会教育費の中に教育委員会の職員でありますから、社会教育費といはります、政府の方から全額支給されてあります。そしてその部下は教育委員会の一般財源が出てあります。しかしながら、職員手当

を見てみますと、主事補の部下は期末手当100ドルを多めに予盾を感じたことござ
りますか。あそぶくこり予算書を検討してあるないはお感じになつてあると思
りますか。社会教育主事の部下が手当も
多め、100ドルを多め。皆さん方は教育行
政の責任者であります。お感じになつたこと
ござりませんか。それと関連してお聞き
します。幼稚園職員は半額は政府であります。
しかしながら予当の予は現行の改正
規則に準じてされてあります。その辺の
予盾を、そして幼稚園職員は政府がい
の手当支給規則と教育委員会の規則
とござつてにして、どの率で計上され
てありますか。お解りにならなければ少
よろしくお聞きください。解りなつて結構
です。

会計係

これは政府職員にあきましては、私
達、先に申し上げましたように5月28日
の予算編成の研修会にあります。政府職
員の、政府からの支出されるところの給
与の支出がなされる職員については、
これだけの率をかけて横算するように
とリラふうに指示をうけて、横算して
あります。それから只今のお話しえこの
委員会の一般財源から支出される職員
に、つきましては、この規則を適用して横

算したためにこうなっております。

9番

矛盾実を感じさせんか。部下職員か
寺当り100人ルカ多リとリうて、おふ人と
も教育委員会の職員です。ただ支出せしる
側か違クだけです。こうち、たよだな職
員の不均衡の待遇かある場合には、
これは教育皆さん方事務局関係にありて
もありハリ感ひすうきのではあります。

そゆく関連してもう一つお聞きします。
皆さん方の昇給の中に28人ルかあ、たり
29人ルかあ、たりすうのはどういう理由
でござりますか。

会計係

これは現給を規則の表の改正案か
出でありますのでこの表にはめたときには、
必ずしもその28人ルと言ふ値上げだけ
ではその表にはまいかないのかありまして、中には
29人ル、表の内容がそりがってあるよ
うでありますて、表にあてはめた場合には、
それがけ昇給しなければならぬような
状態になりますあります。

9番

号級表にあてはまいかないで、そ
う言うことにならと言ふことですか。

会計係

そうです。

9番

そうしますとこれは、皆さんは（聴取不能）には、と言うことは、さり出てありますけれども、職員向を皆さんは指導監督する場合に、これは何が端数かありますか。1ドル以下の端数かありますかね。

会計係

1ドル以下の端数はござりません。

9番

しかし、等級表は皆さんは1ドル以上なリですか。

会計係

現給との関係で、そろなってあります。

9番

現給かどうかあると、皆さんは何を変なこなリと思なリます。

会計係

ユドルに付けてあります。

9番、

ユドル、これは何署級 該当者の方ですか。皆さんの署級表は全部「カル達」ですか
よ。スマル達もありますか。そうしますと
皆さんが 教育委員会の職員向においては、
非常にこの先申しました。上司よ
りも部下が手当が多々と、100カル多々
と言うことになりますと、教育委員会の先
生方として、非常に指導していくんじゃない
かと思ひますか。

教育長

只今の御指摘大変ごちうどいたと
思っております。私、中部の教育長として
ですね、その政府負担の教職員と教育
委員会から給与が支給される方々との
ことですね、そのバランスがとれなんですよ。
一例、例えは今出てありますか、社会
教育主事と社会教育主事補の問題、事務
職員と事務補助員との問題ですね。
これは非常に矛盾を感じます。どうも私は
いいかと、これは私は一番この点がいい
と思うんですかね、私はこれはどうかね。
上った方が適切かと思ってあります。で
すかね、政府が低いと思込んでます。
じゃどうすれば政府が高くなるかと
かでききよかといふことです。この方面が
ですね、我々の力ではどうにかなりな
いですね。二の度もどうかね、何とかしなけ

中はいがいがいと思つた所にはや
んであります。今どうしようと言うことは
考えひきませんか。要すみになやんであ
ります。

◎議長

参考のためにお聞きしたんで方けど
中部連合区の中にむこううような事例
かござりますか。

教育長

ござります。はい。

◎議長

しかし、ただ前に私が申し上げました
250円の件はどうありますと算
定の基礎、規則にのって、それで頂きた
と、以上です。

議長

お詫びをいたしてあきだと思ひます。
30日の午後かい本予算書の質疑を行
います。今日は、議案第47号と議案第50号
につきましては、継続審議としてあきだ
と思ひますが、御異議ござりますか。

議長

暫く休憩いたします。(午後又時15分)
再開します。(..夕時15分)

19番、

「一つだけお聞きした」と思ひます。今り
学校で完全給食をやつてありますか。その
給食時間にですね。その給食当番に何
割り当てられてます。児童のエプロンと帽
子がござりますか。これはですね。中学校
の場合には家に持つて来て、洗濯料金で
をやつてますようですか。それは中学校と
小学校の場合には予算の関連かいどう
なつてます訳ですか。

会計係

これは予算上では別に小学校、中学校
とそらうふうに区別してござりますんの
で、何かの事情かそれその学校にある
と思ひます。

19番、

と申しますのはですね。そのエプロン
の洗濯賃位は、どうとか予算に計上で
きないものかと、うふうに考えてます訳で
す。これは公物としてしないとですね。家に
持つてかかる。洗濯をやつた忘れててもさか
ないなり訳ですね。学校にそろそろと次、
当番あたって、子供が非常に支障を
きたすといふようなあれが出てたままで授
業参観の場合にそり感いたんでですか。
どういう内題、委員会としても十分検

計して頂きたく思ります。中学校の場合は
何の学校で流れてるかいうふうな話しか
聞いたんですけど、具体的には、まだ調べて
いませんが、小学校は持たれてあります。
そういうことを予算計上してでも
ありますね、統へをしてやって頂きたく思ふふ
うに考へてあります。これは不統へになら
とですね、中には家できゅうにスタートを
入れてアイロンをかけて持ってきて来る子と、
左側水洗りをして持ってきて来る子と、の
で、非常にこの次の当番のうちは「あ
か」と「あさ」と言うようなことでも聞こえてる訳
です。非常に教育上問題か起りはしない
かと、いうふうな観察がございまして予算の許
す範囲内でできましたのは、そういう内
題も解決をして頂きたくと、これ予算と
関連がありまくりで、今まで内題を提
起しておきたいと思ります。終ります。

議長

質疑もまだ沢山あると思ふんで
すけれども、時間の都合上、議案第47号、
議案第10号につきましては、質疑の段階で
縦読審議としておきたいと思ふますか。
御異議ござりますいか。

議長

御異議ござりますので左様決
定いたします。

議長

暫く休憩（午後六時20分）
再開（午後六時29分）

議長

以上を5として、本日の日程が全部
終了いたしてあります。尚 6月の29日、午
後2時から第7回目の本会議を開きます。
よろしくお願ひしたりと思ひます。本日は
大変ご苦労さんであります。ここで散
会いたします。（午後六時29分）

散会